第３章
安全で快適に暮らせるまち

第１節　うるおいのある快適なまちづくり
第１項　計画的な土地利用の推進
第２項　安心で快適な住環境の形成
第３項　親しまれる公園や緑地の整備
第４項　上水道の充実
第５項　下水道の充実
第６項　魅力ある都市（市街地）形成

第２節　安全で安心なまちづくり
第１項　防災・消防体制の整備
第２項　危機管理体制の強化
第３項　洪水・崖崩れ防止対策の促進
第４項　防犯の推進と安全な消費生活の確保
第５項　交通安全対策の推進

第３節　暮らしを支えるまちづくり
第１項　便利で快適な交通基盤整備
第２項　港湾の充実

第４節　情報通信技術(ICT)を利用した暮らしに役立つまちづくり
第１項　情報基盤の整備

第1項　計画的な土地利用の推進

限りある土地を有効に活用するため、「国土利用計画」や「農業振興地域整備計画」を策定し、都市計画制度などを利用した秩序ある土地利用をめざします。

地籍調査事業については早期完了をめざし、土地権利の保全に努めます。

▶ 現況と課題

◆　本市の土地利用状況（H17現在）は、総面積が68,024haで、そのうち農用地11.4%、森林73.7%、水面・河川・水路3.1%、道路3.2%、宅地4.0%、その他4.6%となっています。土地の利用は、市民生活や産業その他の諸活動が快適かつ効率的に営まれるよう自然環境の保全を図りつつ、総合的かつ計画的にすすめる必要があります。

【土地利用状況割合（H17）】

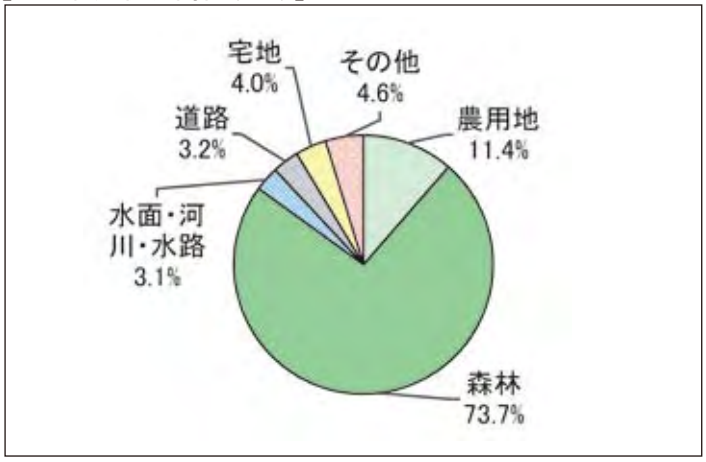

◆　都市計画法に基づく用途地域については、八代都市計画と鏡都市計画の２地域あり、用途地域の総面積は2,584haです。用途地域内においては、合理的な土地利用を図るため、建物の規制・誘導を推進してきましたが、地域内には多くの農地が残っており、指定用途に沿った利用促進が課題となっています。

【用途地域の規模及び構成比】

地域名	面積（ha）
第1種低層住居専用地域	91
第1種中高層住居専用地域	499
第2種中高層住居専用地域	521
第1種住居地域	228
第2種住居地域	201
準住居地域	72
近隣商業地域	182
商業地域	80
準工業地域	203
工業地域	53
工業専用地域	454
合　計	2,584

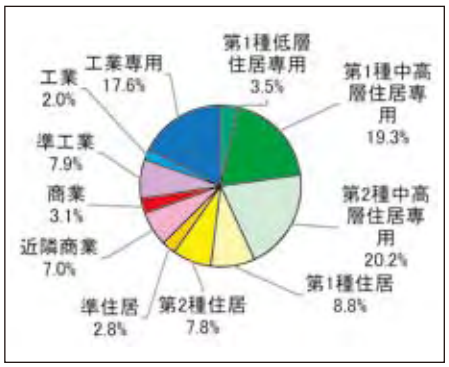

土地利用

◆　農業振興地域の面積は、21,681haであり、そのうち将来にわたり農地等として確保していく区域として農用地区域が6,501ha設定されていますが、近年、農業情勢が厳しい中、農地が宅地等へ転用される場合が増加しています。農業の持続的な発展のため、土地利用の混在化を防止していくことが必要です。

【用途別農地転用状況】

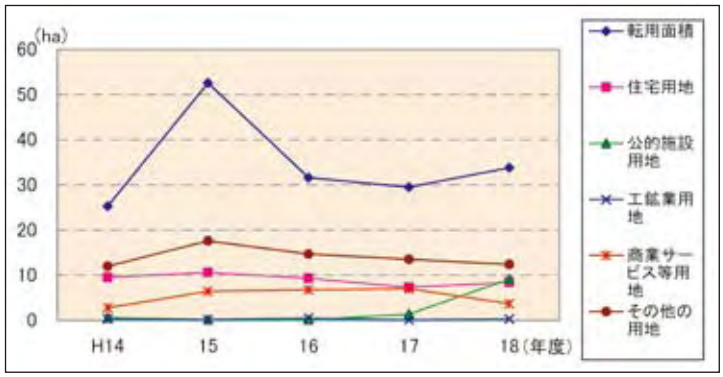

◆　市域の東部と南部には緑と景観に恵まれた山麓があります。これらの地域は、木材生産機能の充実や森林の持つ多面的な公益的機能が十分に発揮できるように、必要な森林の確保と整備を図り自然を保護するとともに、市民の憩いの場としても活用する必要があります。

◆　加賀島地区が整備され、大築島地区についても現在埋め立てがすすめられています。これらの土地利用について検討する必要があります。

◆　地籍調査については、市全体の進捗率は約30%(平成18年度末現在)です。隣接地所有者間の権利関係を明確にすることで、土地にかかるトラブルの未然防止や土地取引の円滑化、災害復旧及び公共事業の円滑化、課税の適正化等に役立つことから、その推進が求められています。

【地籍調査進捗状況（平成18年度現在）】

調査対象面積：565.01㎢（市全体面積：680.04㎢）			
【内　訳】	対象面積	調査済面積(換算)	進捗率
旧八代市	132.29　㎢	6.84　㎢	5.17　%
千丁支所	11.12　㎢	11.12　㎢	100.00　%(H17完了)
鏡　支　所	25.84　㎢	21.22　㎢	82.12　%
坂本支所	139.32　㎢	107.60　㎢	77.23　%
東陽支所	54.99　㎢	6.16　㎢	11.20　%
泉　支　所	201.45　㎢	15.43　㎢	7.66　%
市　全　体	565.01　㎢	168.37　㎢	29.80　%

▶ 具体的な施策と内容

1 土地利用の適切な誘導

○　市の地域性を踏まえ、国や県の計画に基づきながら市民の意見を取り入れ、土地利用に関する基本的な方針である「国土利用計画」を定め、規制・誘導など、適切な方策のもと、秩序ある土地利用を推進します。

○　都市内の土地については、機能的に異なる地域ごとに分化し、土地利用に計画性を与え、適正な制限のもと土地の合理的利用を促進します。

　用途地域では、住居系、商業系、工業系それぞれの用途に沿った利用を促進するとともに、適正な指定により都市機能の維持、居住環境の保護、商・工業などの利便の増進を図ります。

○　農業振興地域においては、本市の社会情勢等を考慮し、総合的な農業の振興を図るため、農用地等の利用の基本となる「農業振興地域整備計画」を定め、農業上の用途を指定するなど優良農用地の確保に努めます。

○　森林地域については、木材生産の場としてだけでなく、国土保全、水源かん養、環境浄化などの公益的機能を果たす場としての保全をすすめるとともに、自然に親しむ保健・保養、レクリエーションの場として活用します。

○　加賀島地区の港湾機能を生かした工業用地の確保や緑地などの憩いの場としての活用を図ります。また、現在、埋め立てがすすめられている大築島地区については、その有効的な土地利用を図ります。

主な取組み

- 国土利用計画策定
- 都市計画マスタープラン策定
- 都市計画区域の見直し
- 農業振興地域整備計画見直し
- 用途地域の見直し
- 都市計画基礎調査

2 地籍調査事業の推進

○　土地所有者に地籍調査の意義や目的の周知を行うなど、関係権利者の理解と協力を得ながら、地籍調査をすすめます。

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
地籍調査事業進捗率 ※調査対象面積に対する調査済面積の割合	30%	45%

みんなでとりくもう

■　土地利用のルールを知り、みんなで守りましょう。

■　地籍調査に協力しましょう。

第2項　安心で快適な住環境の形成　住宅

住環境の整備促進を図ります。建築行政の推進、狭あい道路の整備等により良好な住環境の形成を推進し、良質な住宅供給のため市営住宅の管理・運営を行います。また、安心で快適なまちづくりをすすめるため、ユニバーサルデザインの普及や耐震化の促進に取り組みます。

▶ 現況と課題

◆　子どもから高齢者まで、また障がい者や子育て世帯など、あらゆる人々が安心で快適に暮らせる住環境を整備することが必要です。

◆　市内全体の住宅数が世帯数を上回り、量から質へ、建設中心からストック重視の政策転換が求められております。このため、既存の市営住宅を有効に活用し、老朽化した市営住宅の整理・統廃合をすすめる必要があります。
　また、市有建築物の効果的かつ効率的な管理・運営については、民間のノウハウの活用が求められています。

◆　不特定多数の人が利用する建物、道路、公園などについては、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児などのさまざまな人たちが安心して快適に利用できる施設の整備を行うことが必要です。

◆　耐震構造の問題や近年頻繁に発生している大地震等により、建物に対しての不安感が生じています。住宅や公共施設などの耐震性の確保や既存建物に用いられた有害物質（石綿、ホルムアルデヒドなど）への対策など建物についての安全性が求められています。

【住宅数及び世帯数の推移】

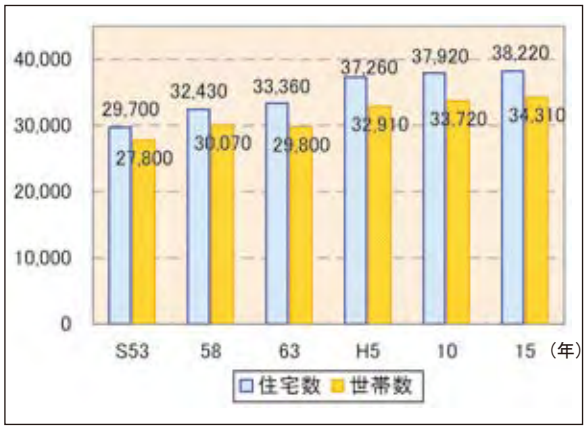

【市内の住宅の耐震化の状況（推計値）】

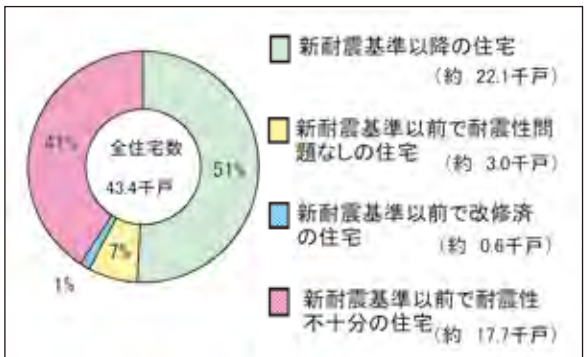

（平成15年住宅・土地統計調査及び国土交通省推計方法をもとに推計）

▶ 具体的な施策と内容

1 住環境の整備

○　安心で快適な住環境の形成のため、建築確認や検査の厳格化及び既存建築物に対する指導の強化を図るとともに、建築行為における狭あい道路の整備を促進します。また、既存もしくは新規に整備される住宅地において、地区計画や建築協定などのまちづくりルールを導入、促進します。

主な取組み

・建築確認や検査体制の整備・充実
・道路後退部分の舗装等及び非課税措置による支援
・建築協定の促進

2 良質な住宅の供給

○　既存の市営住宅を有効に活用するため、経常的な維持管理と計画的な改善を行い、良質な住宅の供給を図ります。

○　老朽化した市営住宅の跡地利用を検討し、入居者の住替え、住宅の統廃合及び用途廃止を推進します。

○　市営住宅の管理方法として、指定管理者制度の導入を検討します。

主な取組み

・公営住宅ストック総合改善事業

3 ユニバーサルデザイン建築物の推進　重点プロジェクト⑤

○　公共施設のユニバーサルデザインの推進に努めます。また、多くの市民が利用する民間の特定建築物についても導入に対する支援を行います。

主な取組み

・ユニバーサルデザインの建築物の整備促進

【ユニバーサル評価状況】

住宅

4 耐震化の推進及び建築物の安全対策　重点プロジェクト⑤

○　耐震改修促進計画を策定し、公共施設の耐震化を図ります。また、住宅・建築物の耐震に関して、市民への意識啓発や民間の特定建築物の耐震化を促進します。

○　建築物に関する安全対策として、国、県及び関係団体と連携して、既存建築物に使用されている石綿、ホルムアルデヒドなど健康に有害な物質に関する情報の提供や相談窓口を開設します。

主な取組み

・住宅・建築物に対する耐震改修等の支援
・公共施設の耐震化の推進

【耐震補強（外部）】

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H19）	目標値（H24）
市有施設の耐震化率 ※市有施設のうち、耐震改修促進法第6条第1項に規定する特定建築物の耐震化率	63%	73%

みんなでとりくもう

■　魅力ある住環境づくりのため、まちづくりのルールを活用し守りましょう。

■　建物の安全性に関心を持ちましょう。

第3項　親しまれる公園や緑地の整備

レクリエーションや防災など、さまざまな機能を有する公園や緑地の整備を計画的に推進します。

▶ 現況と課題

◆　本市には、都市公園が約66ha（54箇所）あり、市民1人あたりの公園面積は5.5㎡となっており、国の標準（10.0㎡以上）を大きく下回っています。

公園・緑地は、市民の憩いの場になるほか、地域コミュニティの形成や健康増進・レクリエーションの場であり、避難場所としての防災機能も有していることから、安全で快適な公園整備をすすめる必要があります。

◆　公園・緑地の管理に関しては、市による管理とともに、地域住民による自主的な管理をすすめていますが、都市化の進展や高齢化等により適切な維持管理が難しくなっているのが現状です。

【公園・緑地の整備状況（平成18年度末）】

種別			箇所数	面積(ha) 開設	面積(ha) 未開設
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	38	9.52	0.08
		近隣公園	8	13.69	0.10
	都市基幹公園	運動公園	1	13.00	－
特殊公園			1	8.55	－
都市緑地			6	21.07	0.11
合計			54	65.83	0.29

【会地公園】

公園緑地

▶ 具体的な施策と内容

1 公園・緑地の充実

○　地域（校区）間及び、住区基幹公園（街区・近隣・地区）の整備状況を勘案し、計画的に公園整備を行います。

○　災害時における一時避難地として、防災機能を有する防災公園の施設充実を図ります。

○　公園等の維持管理については、外部委託による管理体制の充実や市民の自主的な管理活動の支援など、公園管理の充実を図るとともに、公園を大切にする意識の啓発に努めます。

主な取組み

・公園等の整備
（新八代駅周辺公園、万葉の里、本町緑地、日奈久多目的広場など）

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
市民１人あたり公園面積	5.5㎡	6.0㎡

みんなでとりくもう

■　みんなで公園を大切にし、快適な空間づくりを心がけましょう。

■　親しみやすい公園になるように、利用方法を提案しましょう。

第4項　上水道の充実

地域の状況を踏まえ、いつでも安心しておいしい水が飲めるよう水道施設整備等を計画的にすすめ、水の安定供給と経営の健全化に努めます。

▶ 現況と課題

◆　本市には、水道局所管と八代生活環境事務組合所管の２つの水道事業と主に山間部を給水区域とする簡易水道事業があり、平成18年度末で66,712人、市民の49.4%が利用しています。

なお、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町の水道事業については、八代生活環境事務組合が事業の経営を行っています。（平成18年度末で給水人口20,802人、給水区域内普及率79.6%）

水道事業（水道局所管）

◆　平成18年度末で給水人口39,516人、給水区域内普及率54.7%で、過去5年間で2.6%の微増にとどまっています。これは、給水区域内の給水量は十分確保されていますが、給水区域は、地下水に恵まれているため、自家用井戸の利用が多いことに起因しています。

◆　給水区域内には配水管未整備地区がありますが、地区住民からの要望が少ないため、積極的に整備していくには経営上の問題があり、また、既設水道施設には老朽化が進んでいるものもあるため、安全でおいしい水を安定して供給するには今後計画的に更新していく必要があります。

簡易水道事業

◆　簡易水道事業は、平成18年度末で給水人口5,547人、施設44か所を有しており、市域の約70%を山間森林地帯が占めることから上水道では対応できない地域も多く、簡易水道事業の果たす役割は大きいものがあります。

また、既に整備されている簡易水道等施設においても老朽化による漏水や環境の変化に伴う水不足等により、住民生活に最も必要なライフラインである水道に多大な影響を与えています。

◆　水道経営を取り巻く環境は、事業地域内の人口の減少、それに伴う収益の減少、老朽化した施設の更新のための費用の増大など一段と厳しい状況です。

市民に良質な水道水を安定的に供給するため、計画的な施設の改良・整備を行うことが必要です。

上水道

【給水状況の推移（水道事業：水道局所管）】

区分 / 年度	給水区域内人口（人） A	給水人口（人） B	給水区域内普及率（%） B/A	総配水量（千㎥） C	有収水量（千㎥） D	有収率（%） D/C	給水収益（千円） E
平成14年度	73,137	38,657	52.9	3,855	3,442	89.3	428,126
15年度	72,856	38,895	53.4	3,870	3,421	88.4	425,629
16年度	72,684	39,214	54.0	3,896	3,453	88.6	430,008
17年度	72,714	39,485	54.3	4,080	3,621	88.8	450,517
18年度	72,196	39,516	54.7	4,027	3,603	89.5	449,494

【給水状況の推移（簡易水道事業）】

区分 / 年度	給水区域内人口（人） A	給水人口（人） B	給水区域内普及率（%） B/A	使用料調停額（千円） C	使用料収納額（千円） D	収納率（%） D/C
平成14年度	6,943	6,126	88.2	56,240	56,055	99.7
15年度	6,865	6,080	88.6	53,788	53,448	99.4
16年度	6,171	5,919	95.9	54,088	53,771	99.4
17年度	5,856	5,622	96.0	55,866	55,539	99.4
18年度	5,847	5,547	94.9	56,672	56,249	99.3

【上水道及び簡易水道給水区域図】

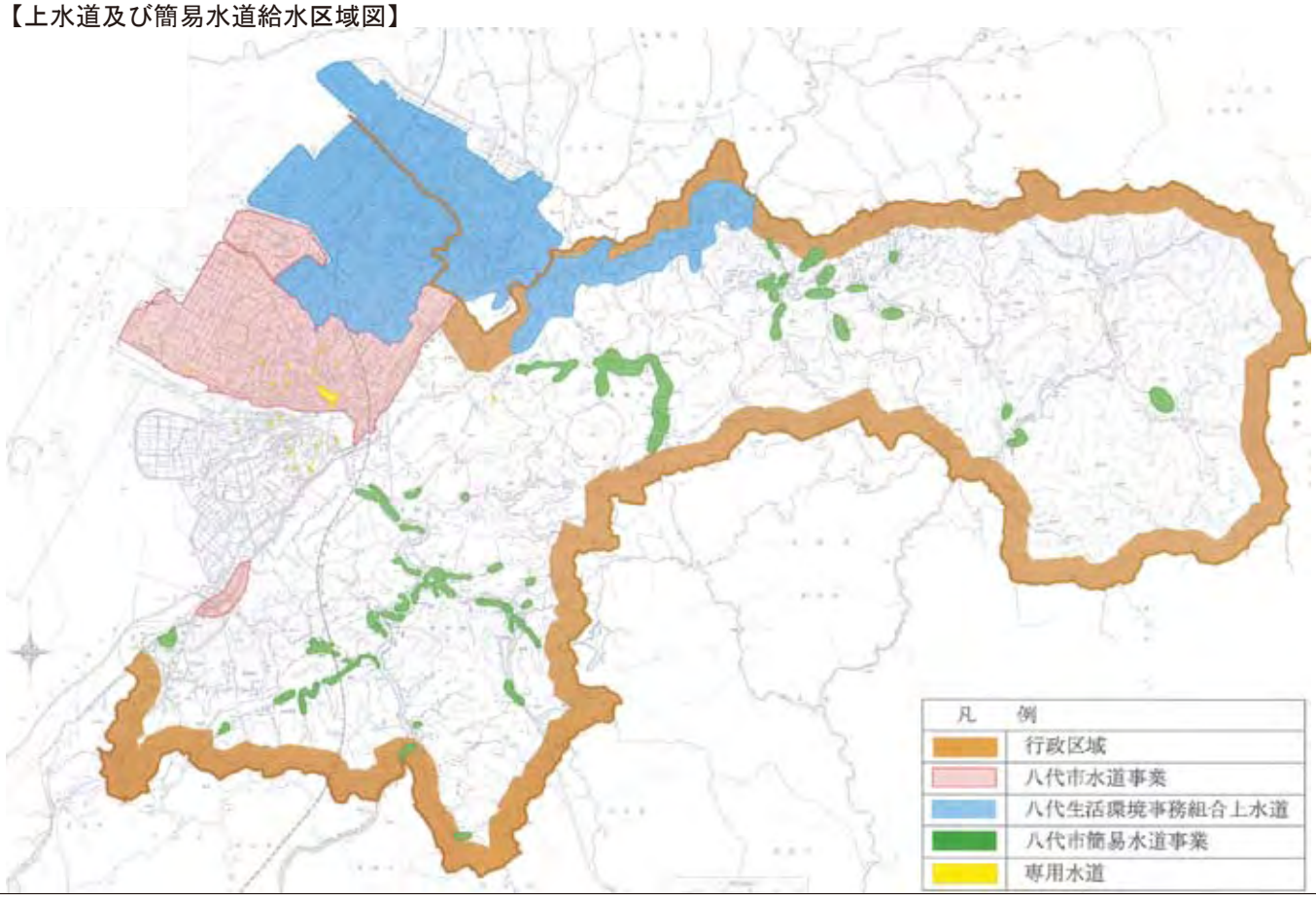

▶ 具体的な施策と内容

1 水の安定供給

水道事業（水道局所管）

○　地元の要望及び下水道整備計画に併せて給水区域内配水管未整備地区の配水管布設を計画的にすすめ、普及率向上に努めます。

○　幹線配水管の二重化整備及び耐震化を積極的にすすめ、新駅周辺等の新たな水需要、非常時における安定給水及び幹線老朽管更新対策を図ります。

○　既設老朽配水管については、計画的な漏水調査及び更新を行い、有収率の向上に努めます。

○　今後更新時期を迎える水源等施設についても計画的な更新をすすめます。

主な取組み

・水道施設の整備及び維持管理の推進

簡易水道事業

○　災害などに強い水道施設の整備を推進するとともに、水需要増に対応できる水源の確保や水源の水質保全に取り組みます。

○　上水道の整備が困難な地域を中心に、簡易水道事業により未普及地域の解消に取り組みます。

○　施設の老朽化等改良を必要とする施設については、今後も国の補助等を活用し年次計画により積極的に改良をすすめます。

○　節水・再利用など適正かつ合理的な水利用の推進に努め、施設の統合により維持管理費等の軽減を図ります。

○　安全な飲料水を確保するため、地区住民と協力して簡易水道の普及に努めます。

主な取組み

・水道未普及地域の解消　　・簡易水道の再編の推進

上水道

2 水道経営の健全化

水道事業（水道局所管）

○　水道料金の見直し、広告収入の導入等収益の増加を検討するとともに、業務委託の拡大等、なお一層の経費節減に努めます。

○　施設整備に関して経営への影響を考慮しながらすすめていくなど、合理的かつ効率的な水道事業の経営に努めます。

簡易水道事業

○　簡易水道事業の健全化を図るため、アウトソーシングを含めた適正な施設の維持管理による漏水等防止、その他維持管理業務の効率化など全体的な事業の見直しを行います。

○　適正な維持管理及び老朽化による施設の更新や整備事業を計画的に推進するため、使用料金等の適正な見直しを行います。

▶ 施策成果の主な指標

【水道（水道局所管）】

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
給水区域内普及率 （給水人口/給水区域内人口）×100	54.7%	60%
有収率 （有収水量/給水水量）×100	89.5%	90%

【簡易水道】

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
給水区域内普及率 （給水人口/給水区域内人口）×100	94.8%	96.0%
収納率 ※水道使用料の調定額に対する収納額の割合	99.3%	99.5%

みんなでとりくもう

■　上水道が利用できる人は、進んで利用しましょう。

■　水の大切さを知り、無駄使いをなくしましょう。

第5項　下水道の充実

公共用水域の水質保全や浸水防除をすすめるため、下水道の整備や維持・管理を行うとともに、処理施設整備・充実を図ります。

▶ 現況と課題

◆　本市の下水道事業は、平成18年度末現在で、八代処理区、八代東部処理区、千丁処理区及び鏡処理区の４処理区が下水道処理区域となっており、普及率※は約33.5%、水洗化率※は約69.4%となっています。
　家庭の生活排水による球磨川・氷川・八代海などの公共用水域の水質保全や快適な市民生活の向上のために、地域に合った下水道整備を推進する必要があります。

◆　浸水防除については、都市化の進展により雨水の浸透及び保水力が低下し、豪雨時などに浸水被害が発生しています。
　排水路等の改良やポンプ場の施設整備により浸水地域を解消させ、浸水被害から市民生活を守る必要があります。

【八代市公共下水道事業計画】

項　目		市全体	八代処理区	八代東部処理区	千丁処理区	鏡処理区
全体計画	面積	3,118 ha	2,450 ha	49 ha	212 ha	407 ha
	人口	102,300 人	80,000 人	2,000 人	7,000 人	13,300 人
認可計画	面積	1,705 ha	1,185 ha	49 ha	183 ha	288 ha
	人口	66,760 人	49,300 人	2,000 人	6,030 人	9,430 人

【八代市公共下水道事業状況表（平成19年3月31日現在）】

項　目		市全体	八代処理区	八代東部処理区	千丁処理区	鏡処理区
行政区域	面積	68,024 ha	14,685 ha	― ha	1,118 ha	2,824 ha
	人口（A）	137,599 人	103,862 人	― 人	7,157 人	16,074 人
認可区域	面積	1,557 ha	1,185 ha	49 ha	136 ha	187 ha
	人口（B）	61,545 人	48,195 人	292 人	5,203 人	7,358 人
雨水供用開始区域	面積	433 ha	433 ha	0 ha	0 ha	0 ha
	人口（C）	18,956 人	18,956 人	0 人	0 人	0 人
汚水供用開始区域	面積	1,126 ha	863 ha	0 ha	123 ha	141 ha
	人口（D）	46,136 人	35,772 人	0 人	4,922 人	5,442 人
普及状況	水洗化人口（E）	32,011 人	26,141 人	0 人	2,810 人	3,060 人
	下水道普及率（D/A）	33.5 %	34.4 %	0.0 %	68.8 %	33.9 %
	水洗化率(人口)（E/D）	69.4 %	73.1 %	0.0 %	57.1 %	56.2 %

※普及率
　市全体の人のうち、下水道整備が終了し、下水道が利用できる人の割合。

※水洗化率
　下水道が利用できる人のうち、排水設備工事を行って、実際に下水道を使っている人の割合。

下 水 道

【公共下水道事業計画図】

▶ 具体的な施策と内容

1 快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全

○　下水道計画区域のうち、未整備区域の整備を推進します。
○　整備済みの区域では適正な維持・管理を行い、市民の下水道接続を促進します。
○　既存の水処理センター・中継ポンプ場の改築などにより、確実で安定した機能を持つ施設の整備を行います。

主な取組み

・公共下水道（汚水）の整備普及
・水処理センター施設の整備
・中央中継・松崎中継ポンプ場施設の整備

2 市街地における浸水防除

○　排水路の改良や雨水幹線管渠の整備、ポンプ場の施設整備（新設及び改築）を行うなど、浸水防除を行います。

主な取組み

・市内一円の都市下水路の整備
・公共下水道（雨水）の整備
・野上・中央ポンプ場施設の整備

【麦島ポンプ場】

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
下水道普及率（人口比）	33.5%	40%
下水道水洗化率（人口比）	69.4%	75%

みんなでとりくもう

■　下水道が利用できる人は、すすんで利用しましょう。
■　水質保全について理解しましょう。

第6項　魅力ある都市（市街地）形成

市街地形成

中心市街地や新幹線駅周辺、既成市街地など、地域特性を踏まえた整備、開発許可制度の適切な運用などをすすめ、安全で快適な市街地環境を形成します。

▶ 現況と課題

◆　中心市街地は、生活利便施設などがコンパクトに集約され、下水道などの基盤整備もすすんでいます。しかし、昔ながらの町割りを残したまま発展しているため、道路幅が狭く、一方通行も多いなど歩行者や自転車等の安全性が危惧されています。また、中心商店街へのアクセス性にも乏しい状況で空洞化による衰退が顕在化しています。

　中心商店街へのアクセス性や来街者の回遊性を向上させるための市街地の整備改善が求められ、便利で暮らしやすいコンパクトなまちづくりの推進を図るため、空き地、空きビル等を活用し、街なか居住の促進を図る住宅等の供給が求められています。

◆　本市では、土地区画整理事業が12地区（305ha、うち3地区は事業中）で行われ、良好な市街地が形成されていますが、郊外では、基盤整備が遅れ無秩序な宅地化がすすんでいる地域が見られるため、乱開発の防止が必要となっています。

　また、それぞれの地域で人口減少など、活力の低下が見られます。そのため、各地域の持つ特性を活かし、創意工夫を凝らしたまちづくりによる市街地の再生が求められています。

◆　九州新幹線の新八代～鹿児島中央間の部分開業にともない新八代駅が新設され、周辺地域を含めた整備がすすんでいます。九州新幹線は平成23年に全線開業する予定となっていることから、広域交流拠点として新八代駅周辺の拠点機能の充実が求められています。

【土地区画整理事業の実施状況】

事業名	事業主体	事業期間（年度）	事業面積（ha）
太田郷	市	S16～S27	17.0
野上	組合	S27～S33	66.9
植柳第一	市	S32～S45	3.6
麦島第一	市	S34～S56	54.5
八の字	組合	S43～S55	19.9
八の字西	組合	S44～S55	2.6
北部	組合	S46～S56	58.9
古城	共同	S54～S58	5.7
松高	組合	S55～S62	19.5
球磨川駅	市	H 3～H20	11.3
八千把	市	H12～H27	44.0
大村橋周辺	市	H16～H21	0.9
合計			304.8

◆　魅力ある市街地を形成するために、都市景観の果たす役割はますます重要となっています。また、個性あふれる景観の整備や地域レベルでの住環境の整備が望まれています。

▶ 具体的な施策と内容

1 中心市街地の基盤・施設整備　重点プロジェクト②

○　中心市街地活性化基本計画に基づき、防災機能を持ちイベント等に活用可能な広場、自転車・歩行者専用道路と親水機能を持つ堤防、歩車分離によって安全性が確保された道路、歩道のバリアフリー化、相互通行を可能にする道路の拡幅などを行います。また、中心市街地における街なか居住の促進を図るため、住環境の整備及び優良な共同住宅の供給を支援するための事業に取り組みます。

○　都市機能の集積を図るため、中心市街地に不足している都市機能を導入する施設の立地及び空きビル等の再生を支援する事業を検討します。

主な取組み

- 中心市街地へのアクセス強化
- 歩道のバリアフリー化
- 本町緑地再生事業
- 街なか居住の促進
- 水辺のプロムナード事業

2 良好な市街地の整備

○　安全で快適な居住環境を形成するため、土地区画整理事業等の推進を図ります。また、道路や公園、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を図り、それぞれの地域の既成市街地の魅力向上に取り組みます。

○　民間による良好な市街地整備のための開発許可制度の適切な運用を図り、個性的で魅力ある市街地を形成するため、再開発の促進に取り組みます。

主な取組み

- 土地区画整理事業（八千把地区、球磨川駅地区）の推進

【中心市街地の基盤整備「松江城本町２丁目一号線改良」】

市街地形成

3 広域交流拠点の整備　重点プロジェクト②

○　新八代駅周辺の道路や公園などを整備するとともに、商業施設などの民間施設の立地を促進することにより、拠点機能の強化を図ります。

主な取組み

・新八代駅周辺の整備（広域交流地域振興施設の整備等）

【新駅周辺イメージ図】

4 都市景観の形成・向上

○　都市景観の重要な要素である道路、橋梁、建築物などの都市施設の整備に当たっては、機能性とともに形態や色彩の規制・誘導を行います。

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
八千把地区土地区画整理事業進捗率	21.4%	77%
中心市街地居住促進事業における住宅供給戸数	0戸	50戸

みんなでとりくもう

■　土地区画整理事業や開発許可制度について理解しましょう。
■　家を建てるときに、色や形が周りになじむようにしましょう。

第1項　防災・消防体制の整備

災害に対応するための備蓄品や資材の配置、消防車両や防火水利の維持・管理などをすすめるとともに、市民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持つため、自主防災組織の設立や防災訓練などに取り組みます。

▶ 現況と課題

◆　近年、全国各地で地震や集中豪雨による自然災害が多発しており、本市においても沿岸部は海抜0メートル地帯が広がっているため河川の氾濫や台風による高潮発生のおそれがあり、また、山間部では崖崩れなどの土砂災害が発生しています。さらに、布田川・日奈久断層が市域を縦断しており、震災に対する不安もあります。

一方で、防災を取り巻く状況として、高齢社会の到来による災害時要援護者の増加や都市化の進展によるコミュニティ意識の低下、ライフラインへの依存度の高まりなどの問題も見られます。

◆　このような中、災害時に住民同士が助け合うことにより、地域の防災力を高めるために、自主防災組織の結成をすすめていますが、市内における結成率は、全国平均67％(H19.3月末)に達していない状況です。

◆　さまざまな災害による被害を最小限にとどめるための情報伝達手段の整備やハザードマップの配付により、防災基盤の整備や防災体制の充実が求められています。

【自主防災組織結成状況(平成19年３月末)】

地　区	組織数	加入世帯数
本庁管内	52	21,631
坂本支所管内	15	429
千丁支所管内	12	1,697
鏡支所管内	23	4,961
東陽支所管内	2	70
泉支所管内	0	0
計	104	28,788

【出火件数及び救急出場件数】

年度	火災	救急
平成14年度	62	4,157
平成15年度	48	4,392
平成16年度	77	4,576
平成17年度	75	5,020
平成18年度	68	4,884

◆　地域防災の担い手である消防団員は、定員2,605人に対して、実員2,496人(H19.4.1)であり、充足していない状況です。

また、各分団に配備している動力ポンプや消防車両など老朽化しているものについては、消火活動に支障がないよう随時更新していく必要があります。

◆　本市における救急出場件数は、年々上昇傾向にあるため、救急救命に携わる消防職員の人材確保や救急医療機関との連携による搬送体制の充実を促進していく必要があります。

防災・消防

▶ 具体的な施策と内容

1 防災意識の高揚　重点プロジェクト 5

○　地震災害、風水害に対しては、防災関係機関の協力を得て総合的な訓練を行うなど、災害の防止及び防災に対する市民の意識を啓発します。

○　住民参加による防災訓練を校区ごとに実施し、地域ぐるみでの防災体制を確立します。

○　「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を育むため、自主防災組織の設立を支援するとともに、地域の防災リーダーの育成に努めます。

主な取組み

・総合防災訓練の実施　　・住民参加型防災訓練の実施
・自主防災組織の結成促進

【防災訓練】

2 防災基盤・体制の充実　重点プロジェクト 5

○　地域防災計画をもとに、災害予防対策や災害応急対策、災害復旧対策を定め、計画に沿った防災基盤の整備や体制の強化に努めます。

○　防災行政無線、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭなどを最大限利用し、的確な情報提供に努めるとともに、防災資機材や非常食の備蓄を促進し、被災者の生命の安全とその生活の安定を図ります。

○　球磨川をはじめとした市内河川の破堤・氾濫等の浸水情報及び避難に関する情報を市民にわかりやすく提供することにより、人的被害を防ぐことを目的に洪水・高潮ハザードマップを作成します。また、併せて土砂災害の危険箇所も掲載します。

主な取組み

・防災行政無線の整備・統合　　・防災備蓄倉庫の整備充実
・洪水・高潮ハザードマップの作成

▶ 具体的な施策と内容

3 消 防 力 の 充 実

○　消防車両や防火水利などの整備、補修など、施設や設備のハード整備を行うとともに、それを運用する消防団の支援・育成を行うなど、消防力の総合的な向上を図ります。

特に、地域の防災力を担う消防団員の確保策として、女性団員の入団促進や特定の活動にのみ参加する機能別団員制度の導入などをすすめます。

また、常備消防力の充実を図るとともに、常備消防と消防団との協力体制の強化に努めます。

主な取組み

・消防団施設設備の整備　　・防火水利（防火水槽・消火栓等）の整備
・消防団員の確保及び育成

4 救 急 体 制 強 化 の 促 進

○　救急出場件数の増加に伴う救急隊の充実、高度救命処置用器材整備の促進を図ります。また、傷病者の救命効果の向上を図るため、市民による適切な応急手当が実施されるよう普及啓発を促進します。

○　人命尊重を基本として、関係機関と協議しながら、救急患者受け入れ体制の充実が図られるよう促進します。

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
住民参加型防災訓練 ※市内全域（全小学校区）で実施	7箇所	21箇所
自主防災組織結成率 ※市内全世帯数に対する結成世帯数の割合	57%	75%
防災備蓄倉庫（備蓄品）の配備箇所 ※市内全域（全小学校区）をカバーするための備蓄品を配備する箇所数	9箇所	15箇所

みんなでとりくもう

■　防災訓練に積極的に参加しましょう。

■　地域で自主防災組織を設立し、みんなで災害から身を守りましょう。

■　消防団への加入及び消防団活動への理解と協力を深めましょう。

第2項　危機管理体制の強化　危機管理

自然災害以外のさまざまな危機事態から市民の生命や財産を守るため、国民保護計画や危機管理指針に基づき、危機管理体制の強化に努めます。

▶ 現況と課題

◆　本市では、平成16年9月に施行された国民保護法に基づき、平成18年度に「八代市国民保護計画」を策定しました。計画では、武力攻撃や大規模テロなどが発生したときに市民の生命・身体・財産を保護するための措置について定めています。平成19年度には職員行動マニュアルを作成し、国民保護措置実施の際の職員の行動指針を定めました。今後は、計画に基づき、市における組織・体制の整備等を図る必要があります。

また、平成19年度には、「八代市危機管理指針」を策定するとともに、個別の危機事態に対応するマニュアル等を作成し、あらゆる危機事態に対応する体制の整備をすすめてきました。それを基に市の総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を図る必要があります。

▶ 具体的な施策と内容

1　危機管理体制の整備・充実

○　国民保護計画や職員行動マニュアルに基づき、市職員や消防団員への訓練や研修を実施し、国民保護措置の実施に必要な組織・体制の整備充実を図るとともに、関係機関との連携体制の整備、市民への出前講座などによる国民保護に関する周知・啓発を行います。

○　危機管理個別対応マニュアルの見直しや新たな事態に対するマニュアルを作成し、職員の危機意識の高揚と継続を促し、あらゆる危機事態に対応する体制の整備充実を図ります。

主な取組み

・国民保護訓練の実施（国民保護関係）
・個別対応マニュアルの更新
　（危機管理関係）

【八代市国民保護協議会風景】

みんなでとりくもう

■　もしもの事態に備えて、身の安全を守るための知識を深めましょう。

第3項　洪水・崖崩れ防止対策の促進　治山・治水

市民の安全な生活を確保するため、地すべり対策の促進や河川改修を実施します。

▶ 現況と課題

◆　本市の山間部においては、地形が急峻であるため、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所が多く点在しており、市民の安全な生活を確保するために計画的な治山事業が必要です。また、土石流危険渓流箇所が440か所あり、豪雨による土石流の発生に対する不安もあります。

◆　八代海沿岸の地域の大半が干拓地となっており、台風などの風水害によって高潮や洪水の被害を受けています。
　このように、梅雨や台風の豪雨時においても、干拓地や河川沿岸などの水辺に住む市民が安心して暮らせる環境整備が求められています。

▶ 具体的な施策と内容

1　土砂災害防止の促進　重点プロジェクト⑤

○　土石流が発生する恐れの高い場所、山間地帯における急傾斜地崩壊・地すべりなど危険箇所の対策事業の促進を図ります。

主な取組み

・急傾斜地崩壊対策、地すべり対策、土石流防止対策などの促進

2　洪水防御の促進　重点プロジェクト⑤

○　河川においては、護岸崩壊や漏水などを防止する河川改修を行い、海岸や河口部においては、高潮対策事業など堤防の保全・整備を促進します。

主な取組み

・河川改修、高潮対策などの促進

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
急傾斜地事業整備率 ※熊本県八代地域振興局工務課調べ	23%	25%
地すべり対策事業整備率 ※熊本県八代地域振興局工務課調べ	69%	71%

みんなでとりくもう

■　身の回りにある洪水・崖崩れの危険箇所をチェックしましょう。

■　防災情報のチェックや早目の避難を行いましょう。

第4項　防犯の推進と安全な消費生活の確保

防犯・消費生活

犯罪を未然に防止するために、地域が一体となった防犯活動を推進します。また、消費者問題に対する相談窓口を強化するとともに、被害に遭わないための啓発活動を推進します。

▶ 現況と課題

◆　県内における刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、犯罪発生件数は依然として高い状況にあります。この刑法犯の約7割を占めているのが、駅、公園、路上等において発生する「街頭犯罪」及び空き巣狙い等の「侵入犯罪」です。これらの犯罪には、地域住民の連帯や相互扶助によって発生を抑止できるものが多くあります。犯罪を未然に防止するためには、警察との連携を強化するとともに、自主防犯などの地域活動の強化や防犯団体などの結成・育成を促進し、地域ぐるみの防犯活動を展開していく必要があります。

また、近年、コンピューターやインターネットを利用した数々のサイバー犯罪が発生するなど、犯罪の手口も巧妙・多様化していることから、犯罪情報の提供も必要となっています。

◆　近年、悪徳商法や架空請求などによる消費者問題が深刻化しています。このようなトラブルから消費者を保護するために、消費者基本法に基づき、相談対応並びに情報提供や消費者意識の啓発に努めていますが、悪徳商法などの手口も年々巧妙化しており、未だ消費者がトラブルに巻き込まれる問題が後を絶ちません。

そのような中、消費者にとって、悪徳商法などに惑わされないための消費生活の基礎知識、法律・制度などの専門知識の取得や早期段階での相談などが必要とされています。

◆　消費者被害の防止と迅速な解決を図るため、消費生活に関するあらゆる相談に対応できる『消費生活相談』を市民相談室に設置していますが、今後、更に相談窓口の活用について、広報・啓発を行っていく必要があります。

【消費者相談件数】

▶ 具体的な施策と内容

1 防犯対策の推進　重点プロジェクト⑤

○　市民が安心して暮らせる犯罪のない明るい地域づくりをめざし、市民一人一人の防犯意識を高めるとともに、関係機関や関係団体、地域社会との連携により、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

○　夜間の犯罪を防ぐため、地域と連携し防犯灯整備のための設置補助をすすめます。

主な取組み

・防犯灯設置費の補助　　・自主防犯組織（校区パトロール隊）の育成

2 消費者意識啓発の推進

○　多様化・複雑化する消費生活に適切に対応できる消費者育成をめざして、消費者意識の高揚と知識の普及のための広報活動や講演会などの啓発事業を推進します。

主な取組み

・消費生活講座講師派遣事業　　・消費生活講演会の開催

3 消費生活相談の充実

○　常設の相談窓口として市民相談室における『消費生活相談』を実施するとともに、年1回弁護士による消費生活特別相談を実施します。

○　近年増加している高齢者等の被害防止のため、身近な相談員の育成に努めます。

主な取組み

・消費生活特別相談の実施　　・身近な相談員育成セミナーの開催

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
身近な相談員育成セミナー受講者数	―　人	50人

みんなでとりくもう

■　地域が一体となって防犯対策を行い、安全・安心なまちづくりをすすめましょう。

■　ふだんから消費生活の基礎知識、法律・制度について関心を持ちましょう。

■　被害に遭ったら、早目に消費生活相談窓口に相談しましょう。

第5項　交通安全対策の推進　交通安全

交通事故を減らすために、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を図ります。

▶ 現況と課題

◆　車社会の急速な発展は、便利さをもたらす一方で、交通事故や交通渋滞など市民生活へ及ぼす影響は年々大きくなっています。本市においては、事故件数はここ数年減少傾向にありますが、発生件数は、未だ多い状況にあります。特に、近年では飲酒運転による事故が大きな社会問題となっており、飲酒運転撲滅への取り組みを市民一体となってすすめる必要があります。

　また、高齢者を取り巻く事故の割合が高水準で推移していることから、高齢者への交通安全意識の啓発は大きな課題となっています。交通事故を未然に防ぎ、市民を生命の危険から守るために、市民一人一人が交通安全に心掛けるように意識を啓発していく必要があります。

◆　道路においては車両等の増加に伴い、交通事故が多発しています。事故の発生を未然に防止し、歩行者、車両等の通行の安全を確保するため、交通安全施設の整備は喫緊の課題であり、継続的に取り組んでいく必要があります。

【交通事故発生件数の推移】

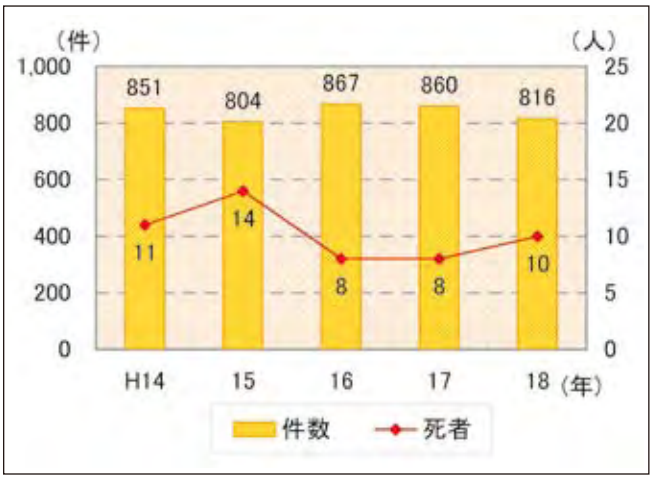

▶ 具体的な施策と内容

1 交通安全運動の推進

○　交通事故から市民を守るため、交通安全意識の高揚や交通ルールの遵守・正しい交通マナーの向上を推進します。

○　幼児から高齢者まで、それぞれの年齢段階に応じた交通安全に対する正しい知識を習得するために交通安全教室を随時開催し、交通安全教育を推進します。

○　交通指導員による登下校時の交通指導や全国交通安全運動を中心とした街頭での啓発活動など、交通安全意識の高揚に努めます。

主な取組み

・飲酒運転撲滅運動の推進　　・交通安全教室の実施

【交通安全キャンペーン】

2 交通安全施設の整備

○　歩行者、車両等の交通の安全を確保するため、危険箇所等の定期的な調査を行い、交通安全施設の整備に努めます。

主な取組み

・交通安全施設の整備推進

みんなでとりくもう

■　市民一人一人が交通ルールやマナーを守り、交通事故ゼロをめざしましょう。

第1項　便利で快適な交通基盤整備

道路・交通基盤

幹線道路及び生活道路の整備や維持管理によって、自動車だけでなく、歩行者や自転車も快適に移動できるような交通環境を形成します。
九州新幹線や南九州西回り自動車道の整備促進に努めるとともに、JR在来線や肥薩おれんじ鉄道、路線バスの利用促進に向けた取り組みを行います。

▶ 現況と課題

◆　本市の道路網は、九州縦貫自動車道、国道３号及び南九州西回り自動車道などの広域幹線と、県道八代港線や都市計画道路などの地域幹線を軸とし、市道などにより形成されています。しかし、近年の自動車の増加と大型化・重量化などにともない、安全で円滑な通行に支障が出ています。

◆　市道については、市民生活に密着した道路であることから、道路を良好な状態に保ち、円滑な道路交通の確保と沿道の生活環境を保全することが重要な課題となっており、広域交通網としては、整備中の南九州西回り自動車道や九州新幹線の全線開業に向け整備が求められています。
また、都市計画道路などの幹線道路については、広域的な地域間の連携や都市の均衡ある発展のため、整備を推進することが課題となっています。

◆　本市では、日常生活において自転車利用率が高いという特性がありますが、自転車が快適に通行できる空間が少なく、歩行者との接触事故や駐輪場不足など問題もあり、路上駐車は自転車と歩行者の通行の支障となります。
交通基盤整備、自転車と歩行者の安全性と利便性を確保するとともに、潤いと安らぎを与える公共空間を創出することが求められています。

◆　市の公共交通機関としては、九州新幹線鹿児島ルート（新八代～鹿児島中央間）の他にＪＲ鹿児島本線、ＪＲ肥薩線、肥薩おれんじ鉄道及び路線バスがありますが、公共交通事業者の経営は、利用者の減少などにより、厳しい状況となっています。しかし、地域住民の通勤・通学・通院など日常生活に欠かせない交通手段であり、今後、高齢化がすすむなか、交通弱者の主要な移動手段として位置づけられていくものと予想されます。
公共交通機関は、沿線地域の振興を図る上でも重要な役割を果たすため、効果的な活用方策を検討する必要があります。

▶ 具体的な施策と内容

1 地域・広域交通網の形成　重点プロジェクト②

○　地域間の交流連携強化、産業・観光の振興、災害時における広域的な避難路確保及び道路の効率化における高速・高規格道路の有効活用を図るため、南九州西回り自動車道の早期全線開通の実現に向けた活動を推進します。

○　都市の均衡ある発展に寄与する南部幹線・西片西宮線などの都市計画道路や幹線市道の整備を計画的にすすめるとともに、国・県道の整備を促進します。

○　生活道路、新八代駅周辺道路や地域道路などの市道の道路改良、舗装、交差点改良、橋梁維持及び自転車・歩行者の公共空間等の整備の充実を図ります。

○　生活道路の利便性、安全性の向上を図るため、道路舗装、側溝及び橋梁等の維持管理を推進します。

○　沿線都市並びに関係機関との連携調整を図り、九州新幹線鹿児島ルート（博多～新八代間）の早期完成を促進します。また、八代・天草架橋や八代海沿岸道路の早期実現に向けた活動の推進や南九州西回り自動車道の整備を促進します。

主な取組み

- 都市計画道路の整備（南部幹線、西片西宮線、八の字線）
- 道路ネットワークの整備（（仮）南北アクセス道路、（仮）東西アクセス道路、国道、県道）
- 道路の適切な維持管理及び改良の推進
- 橋梁長寿命化のための修繕事業
- 八代・天草架橋構想の推進
- 八代海沿岸道路構想の推進
- 南九州西回り自動車道の整備促進

道路・交通基盤

2 魅力ある交通環境の整備・改善

○　高齢者や障がい者に配慮した歩道整備や周辺の自然環境と調和した道路整備をすすめ、市民がうるおいと親しみを感じる交通環境の整備をすすめます。

○　回遊性のある自転車歩行者専用道路の整備やうるおいを与える街路樹の整備、駐車場・駐輪場の管理などの自転車と歩行者のための魅力ある交通環境の形成に努めます。

○　県道八代鏡宇土線の大村橋周辺については、周辺宅地の区画整理を同時に行いながら、変則交差点の改良を推進します。

○　肥薩おれんじ鉄道については、熊本県と沿線市町、商工団体、観光協会等関係機関との連携により、利用促進方策や地元の支援体制づくりを推進するとともに、肥薩おれんじ鉄道利用促進のための乗車運動の展開や、沿線地域への入込み客が増加するための観光振興策を展開します。

○　路線バスについては、市民のニーズを把握し、利用しやすい運行形態・路線の再構築を行い、利用者の増加を図るとともに、利用ニーズの少ない路線については代替策も含め見直しをすすめます。

主な取組み

- 大村橋周辺土地区画整理事業
- 市営駐車場の管理
- 地方バス運行等特別対策の補助

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
都市計画道路（南部幹線、西片西宮線、八の字線）進捗率 ※計画決定路線の供用開始率 （56,329m/79,300m）	71.0%	72.5%

みんなでとりくもう

■　みんなが安全に道路を通行できるように協力しましょう。

■　電車・バスなどの公共交通機関を利用しましょう。

第2項　港湾の充実

八代港、日奈久港、鏡港において、港湾機能の強化や適切な管理を行うとともに、緑地の整備やイベントの開催などにより、市民に親しまれる港づくりを推進します。また、八代港の利用促進に向けたＰＲ活動を展開します。

▶ 現況と課題

◆　八代港は、昭和34年に重要港湾の指定を受けた熊本県が管理する県下最大の港湾です。九州各地のほとんどを直線で150ｋｍ範囲で結ぶ位置にあり、さまざまな物資を「安く早く運ぶ」ことが可能であり、中九州の物流拠点として経済･産業活動に重要な役割を果たしています。平成18年度には、既存のコンテナ国際定期航路が中国方面まで延伸され、さらに平成19年度には、水深14m岸壁とそれに係る泊地・航路が新規着工が決定したことで国際物流拠点としての飛躍が期待されています。

　このように、八代港は工業港として発展していますが、市民が親しめる場や機会が少ない状況で、イベントの開催や市民が親しみの持てる港としての整備・ＰＲ活動がより一層求められています。

◆　日奈久港及び鏡港は、八代市の管理する地方港湾です。両港は、主に地域漁業や一般の遊漁船の拠点としての役割を担っており、港湾機能のより良い維持管理を行うことが求められています。

　特に、日奈久港は港湾機能に必要な施設が不足し既存施設の老朽化もすすんでおり、新たな港湾機能の整備・強化が求められるとともに、日奈久温泉地域と連携した整備が期待されています。

　また、鏡港については、近年航路の埋塞が著しいことから、漁船及び一般の遊漁船などの安全な航行を確保する必要があります。

【コンテナ貨物取扱実績の推移】

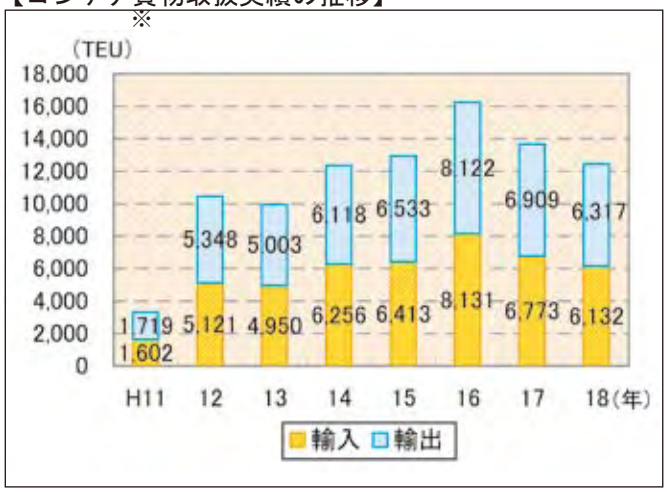

※ＴＥＵ
海上コンテナの数量を20フィートコンテナに換算して表す標準的な単位。

港湾整備

▶ 具体的な施策と内容

1 港湾の機能充実　重点プロジェクト①

○　国際貿易港八代港については、港湾計画に沿った整備や既存施設の補修・改良を促進します。

○　日奈久港については、防波堤等の施設を整備し、背後地の安全性の確保に努めます。また、新港航路切替に伴う簡易航路標識を設置することによって、港湾機能の充実を図ります。鏡港においては、航路浚渫等を行い、港湾機能の充実を図ります。

○　日奈久港及び鏡港においては、桟橋等の効果的な活用が図られるよう無許可の船舶係船に対する指導・改善を行い、限られたこの港湾機能の充実を図るとともに、港湾区域内の清掃・美化に努め良好な維持管理を行います。

主な取組み

・八代港振興事業　　・日奈久港の港湾改修及び鏡港の港湾整備
・八代港水深１４m岸壁の整備促進

【八代港水深１４m岸壁完成予想図】

2 八代港の利用促進

○　八代港の利用促進を図るため、熊本県と連携し、集荷活動や情報提供、定期航路の誘致などの取り組みを経済団体や市が協力して行います。

○　インターネットをはじめとする各種広報媒体を用いてＰＲ活動に努めます。

主な取組み

・八代港ポートセールス事業の推進

3 親しまれる港づくり

○　八代港では、海事官公庁や港湾関係団体等と一体となったイベントの開催により、市民が港に親しむ機会を提供します。

○　日奈久港では、地域住民や港湾利用者のための親水性のある緑地を整備します。

主な取組み

・みなと八代フェスティバルの開催　　・日奈久港の港湾環境整備

【みなと八代フェスティバル風景】

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
八代港水深１４ｍ岸壁の整備 水深１４ｍ岸壁の整備目標年度	水深１２ｍ岸壁 １バース※	水深１４ｍ岸壁 １バース
八代港のコンテナの取扱量	12,449 TEU	16,500 TEU
日奈久港・鏡港船舶係船の指導・改	63%	85%

みんなでとりくもう

■　みなと八代フェスティバル等に参加し、港に親しみましょう。

■　インターネットなどから情報を得て、八代港についてもっと知りましょう。

※バース
船舶が接岸する岸壁のことで1バースは1隻接岸できるだけの延長を示す。

第1項　情報基盤の整備　情報推進

情報通信の地域間格差を解消するため、携帯電話やブロードバンド関連施設の整備を促進します。

▶ 現況と課題

◆　国が推進している高度情報化施策により、日本ではインターネットの爆発的な利用拡大、高速・超高速の通信サービスの普及がすすみ、また高機能の携帯電話や電子商取引の環境整備及びその飛躍的拡大等、利活用が図られてきています。しかしながら、本市においては、携帯電話の不通話地域やブロードバンド・サービスの未提供地域があるなど、地域間の情報通信格差の是正やブロードバンド環境の整備が行われていない地域(「ブロードバンド・ゼロ地域」)の解消に取り組む必要があります。

▶ 具体的な施策と内容

1　情報通信基盤の整備

○　山間部において携帯電話等が使えない状態等を解消するための施設及び設備の整備を推進します。

○　FTTH※やADSL※など高速・超高速な通信サービス（ブロードバンド）を利用できるよう、通信事業者と整備手法について検討をすすめていきます。

主な取組み

・高速通信網(ブロードバンド)の整備
・地域情報化計画の推進

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
ブロードバンド世帯カバー率	96%	100% ※H22に100%

みんなでとりくもう

■　インターネットを暮らしに役立てましょう。

※ＦＴＴＨ
通信事業者の基地局から各家庭まで光ファイバーを敷設し、高速・広帯域のデータ伝送を可能にすること。

※ＡＤＳＬ
電話の加入者線である銅線（アナログ回線）を利用した高速データ伝送技術のこと。